12]若しくは 25]欄に記載がある場合又は 適用額明細書に以下の記載が必要です。	38] 頼に 特え	と休式技信」と記	こ戦かめる場	合には、
受取配当等の益金不算入に関する明細書		法人名		
文水品 3 中 7 加 亚 下 并 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	年 度 ・			
当年度実績により負債利子等の額を計算する場合		三実績により負債利		
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)	円 完全子法人	、株式等に係る受取 (31 の 計)	配当等の額 14	1 円
受取配当等の額 (34の計)	受取		の 額 15	5
関負当期に支払う負債利子等の額3	当 期	月に支払う負債和	引子等の額 16	3
[12]又は「25」欄 負債利子等の額 4	負 国外	支配株主等に係る負 <u>不質入類</u> 対象純支	債の利子等の 払利子等の損	
112] 又は120] 懶		恒久的施	設に帰せられ	
保険会社の受取配当等の益金不算入の特例を	適用している:	場合 ぶする負	債の利子の損 17	7
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の7第	第1項」		(二の二) 「27」の (二の二) 「32」と	
② 「区分番号」欄:「00583」		17」のうち	多い金額)	
③ 「適用額」欄:「12」又は「25」欄の金額(第67		に規 『の 損 (二,の=	金 算 入 額 E)「10」) 18	3
定する保険業を行うものが適用を受ける金額	に限る。)	計·(17)+(10)
※ 非支配目的株式等に係る受取配当等の額が	ある場合には	1	平成29年3 こした各事業 20	
又は「25」欄を記載することになりますが、本		業法 子等の	額の合計額	
第3条第1項又は第185条第1項に規定するダ		tric - der	基法人株式等 21 D合計額	L
業を行う法人を対象としているものですので 法人は、適用額明細書に記載しないでくださ		子控	除割合	
法人は、週用額明和書に記載しないでくださ	U'o	$\frac{(21)}{(20)}$	22 : ET +4> - C)	2
$ \mathcal{F} $ $(7) \times \frac{(9)}{(9)}$	受取酉	3 位 木 福 3 位 木 福 2当等の額から控除する	i切捨て) ^{負債利子等の額} 23	, 円
その他株式等に係る受取配当等の額		(19)×(22) 式等に係る受取	む 少 年 の 毎	
11 11 12 137 の計) 11 11 11 11 11 11 11	1非去配日的	(37の計) J株式等に係る受取	11日 寺 の 領 24	
(43の計) 12		(43の計)	25	
受 取 配 当 等 の 益 金 小 算 人 額 (1)+((2)-(10))+(11)×50%+(12)×(20%Xは40%) 13	(14) + ((15) - (当 等 の 益 金 / 23))+(24)×50%+(25)>	ト 算 人 額 26	5
当年度実績による場合の総資産価額等の計算				
	へに支払う負債利 元本の負債の額等		領	
27	28	29		30
前期末現在額 当期末現在額	円		円	円
計				
受 取 配 当	等の額	」 の明細		
完 全法 人 名本店の所在地受取配	当等の額の計	質期間 受 取	配当	等 の 額
子 法	· 1 1 1 1 HX 1 1 HI	21 794 164	31	円
人	• •			<u> </u>
式	•			
関 受取配当 受 取 i	配 当 等 の 額	左のうち益金の 算 入 さ れ る	額に益金不算入	の対象となる金額
連 法 人 名 本店の所在地 等の額の 保有割合	32	昇 八 さ れ る 33	亚 領 (3	34
[140] (東)			円	円
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配	当等の益金不算	算入の		
特例を適用している場合				
① 「租税特別措置法の条項」欄:「第67条の6第1項」				
③ 「適用額」欄:「38」欄に「特定株式投信」と記:	載した銘柄の「	[43] 欄 36		37
の金額の合計額 円 円				
の並成の口口は				
等 計				
等 計 計	配 当 等 の 額	左のうち益金の	A 4-	の対象となる金額
等 計 非 法 人 名 本店の所在地 基準日 保有割合 受 取 i 配 又 は 銘 柄 38 39 40	配 当 等 の 額	左のうち益金の 算 入 さ れ る 42	A 4-	の対象となる金額 1) - (42) 43
等 計 ま支配 ス は 銘 柄 38 39 40		算入される 42	A 4-	1) — (42)
等 計 # 法 人 名 本店の所在地 基 準 日 保有割合 受 取 i 又 は 銘 柄 38 39 40	41	算入される 42	金 額 (4	1) — (42) 43

別表八(一)